

～小規模事業者のICT導入に対する取組を支援します～ **小規模事業者 ICT 活用促進事業**

秋田県内に事業拠点を有する小規模事業者（みなし大企業を除く）で、地域の商工団体等と連携しながらICT導入に取り組む方へ最大50万円：補助率1/2（グループ導入の場合、最大300万円：補助率2/3）を補助します。

《補助対象者》

県内に事業拠点を有する小規模事業者（※）で、次の補助対象事業に取り組もうとする者。

※ [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

《補助対象事業》

地域の商工団体等と連携しながら、生産性や付加価値の向上等を図るための情報技術・情報サービス等（ICT）の導入に関する取組を対象とし、次の要件すべてを満たす事業となります。

- ①商工団体等の支援を受けて作成するICT活用計画書に基づいて実施すること
- ②原則として県内に事業所を置くICT事業者から調達すること

《補助率・補助金の額・採択想定件数》

- ・補助率 1/2（グループ導入は2/3）
 - ・限度額 50万円（グループ導入は全体で300万円）
 - ・件数 50件程度
 - ・補助事業の実施期間 交付決定から令和2年2月末まで
- ※なお、グループ導入とは、5社以上で導入する場合となります

《補助対象となる経費》

経営課題の解決に向けたICT活用計画に基づく事業に要する経費（業務用ソフトウェア導入費やシステム構築費（機器購入、設置費等も含む）等）を補助します。

例）会計・生産管理等のパッケージソフトウェア、各種クラウドサービス、ECサイト構築 等

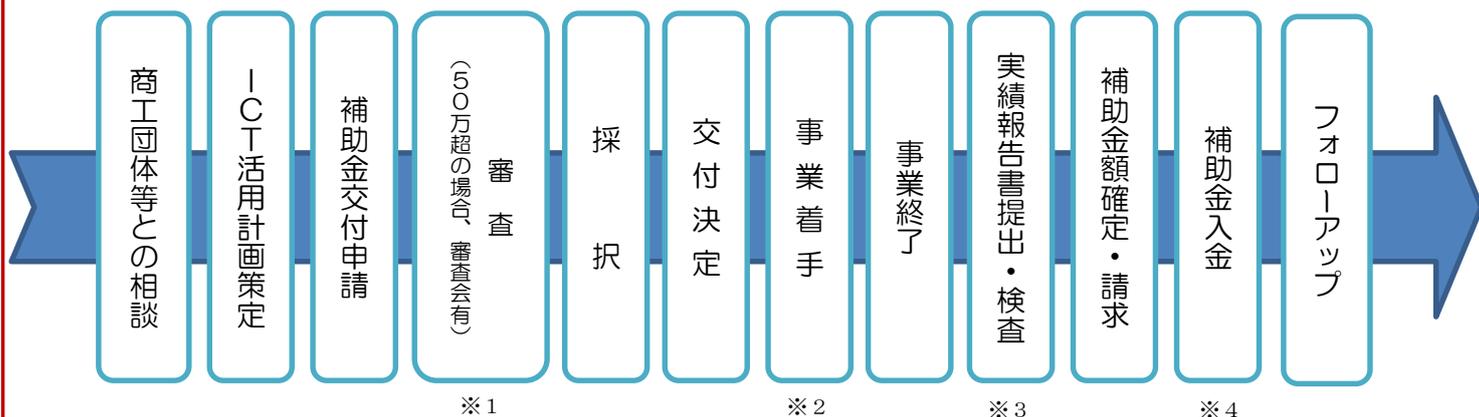
《募集期間》

一次募集：令和元年8月1日（木）～令和元年9月30日（月）必着

（注）交付申請順に随時審査を行い、交付決定いたします。予算上限に達した場合は、募集期間内であっても募集を締め切ることがありますので、ご了承ください。

なお、予算状況に応じて、二次募集を行う場合があります。

《手続きの流れ》



- ※1 審査は申請書受理次第、順次行います。なお、グループ申請で50万円を超える事業に関しては必要に応じてICT活用計画書の内容についてプレゼンテーション審査を行うことがあります。
- ※2 交付決定日より前に、購入や設置、契約等を実施したものは、補助対象外となります。
- ※3 令和2年2月末日までには、事業の実施及び経費の支払いを完了させる必要があります。
- ※4 県の検査が完了してから、補助金が入金されますので、事業にかかる費用は自社内で調達願います。

《ICT活用に関する相談先》

事業計画の策定から補助事業の実施、フォローアップまで商工団体等の伴走により行う補助金です。まずは、最寄りの商工会議所、商工会またはお近くの金融機関等にご相談ください。

《申請書類提出・お問い合わせ先》

秋田県 産業労働部 産業政策課デジタルイノベーション戦略室 デジタルイノベーション戦略班
〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 県庁第2庁舎3階
TEL 018-860-2245 FAX 018-860-3887
MAIL digital@pref.akita.lg.jp



秋田県中小企業
応援キャラクター
「がんばっけさん」